

水郷荘一般事業主行動計画

社会福祉法人盡誠会水郷荘において、職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間
2. 内容

目標：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和 2年 4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する

